

★ 広島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（規則第五十八号）（団体検査課

）

一 改正の要旨

農業協同組合法の一部が改正され、農業協同組合が総会における特別議決等の手続を経ることにより自ら農業経営の事業を行うことを可能とする簡易な手続が新設されたことに伴い、当該事業に係る農業経営規程の設定等の承認申請書の様式を改めた。

二 施行期日

農地法等の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日